



BAY HILLS

## ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1-1 KDX 横浜ビル6階  
TEL: 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX: 045-450-6706



平成30年 8月号



### 【今月の一言】

うだるような暑さが続き、テレビで連日熱中症等のニュースが報道されていますね。

朝から30℃を超え、日中・夜間の過ごし方にこれまでの“当たり前”が通用しなくなってきました。

日々の暑さに耐えながら、気候に負けない元気が欲しい！と思いつつ、冷たいものにばかり手を伸ばす今日この頃です…。

それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

### 健康経営の一環としていま話題の福利厚生（飲食編）

#### ◆健康経営とは

従業員の健康管理を経営上の課題の一つとしてとらえ、戦略的、計画的に取り組むのが、健康経営です。適正な労働時間管理や適度な運動、食事指導等の取組みがなされる中、最近注目を集めているのが、福利厚生で従業員の食を支えるサービスです。

#### ◆サービス事例

##### ① 食材の宅配

有機・低農薬と無添加食品のほか、加工食品や調味料等、ライフスタイルに合わせた商品を自宅に届けてくれるサービス。旬の野菜の積み合わせで、野菜中心の健康的な食生活を送ることができる。

【サービス例：らでいっしゅぼーやの個別宅配サービス等】

##### ② 社食

本格的な社食は導入できない企業向けに、1食500円で温かく健康的な食事をbuffet形式で提供してくれるサービスや、1品100円からいつでも御惣菜を選んで買えるサービス、新鮮な野菜・果物を食事と合わせて提供するサービス。

【サービス例：みんなの食堂、オフィスおかん、

OFFICE DE YASAI 等】

##### ③ ドリンク

自動販売機よりも品数が多く、電機代も1/10。野菜中心のドリンクや健康情報・セミナーも提供してくれるサービスや、本格的なコーヒーマシンと自社焙煎コーヒー豆を使用した高品質なサービスを提供してくれる。

【サービス例：オフィスオアシス、トータルオフィスサービス、KIRIN naturals 等】

##### ④ その他

省スペースで省エネ、電子決済が可能で、会社の中に小さなコンビニができたかのようなサービス。アプリをダウンロードすれば、20分以内にお弁当を届けてくれるシステムもある。

【サービス例：mini CAFÉ、アプリ beno.jp 等】

参入する企業も増えていますが、これらを利用する企業も増えているようです。自社にあったサービスを検討してみはいかがでしょうか。

### 加速する「副業・兼業」容認

#### ◆副業にまつわる2つの最新動向

いわゆる「多様な働き方」の1つに、「副業・兼業」（複数の企業と労働契約を結ぶ働き方）があります。今年6月、この副業にまつわる動きが2つありました。

#### ◆副業する人の労災問題、議論開始

1つめは、厚生労働省の労働政策審議会が、副業する就業者の労災について議論を開始したことです。その主な論点は以下の2点です。

・労災保険給付……本業先・副業先の賃金の合算分を基にした給付額とするかどうか

・労災認定……本業先・副業先の業務上の負荷（労働時間等）を合わせて業務起因性の判断するかどうか

労災は、副業を容認するにあたり、どの企業も直面しうる問題です。議論の経過が注目されるどころです。

#### ◆国家公務員の副業も容認へ

2つめは、国家公務員の副業が一部容認されることです。

6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、「国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める」と明記されました。ここでいう「公益的活動等」とは、特定非営利法人（NPO）等による、環境保護、教育、地方活性化等の仕事を指します。

従来、国家公務員は国家公務員法や通達により、「職務に支障が出ない活動」（大学の教員、本の執筆等）しか認められていませんでした。同様に地方公務員も、神戸市や生駒市等、認められている例はごく一部でした。

今回の方針決定により、公務員が副業を行うことも一般化していくかもしれません。

#### ◆副業容認は制限とセットで

報道によれば、副業をしようとする国家公務員は、各省庁の人事担当者へ届け出る必要があります。また、「副業は休日に行う」「長時間労働にならない」「副業先が政府と利害関係のある団体ではない」といった制限が設けられる見込みです。

厚生労働省「モデル就業規則」最新版（今年1月公表）においても、「労務提供上の支障がある場合」や「企業の利益を害する場合」等には、会社は副業を禁止または制限できると規定されています。

企業が副業を許可制・届出制とするにあたっては、上記のような制限を就業規則に規定しておくことが重要です。

### 8月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

#### 31日

- 個人事業税の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

